

熊本県立図書館 資料収集方針

1 目 的

「熊本県立図書館運営基本方針」に基づき、熊本県立図書館（以下「県立図書館」という。）としての機能を発揮するために必要となる資料の収集に関して、基本的事項を次のとおり定める。

2 図書館運営方針及び県立図書館が目指す主な機能

(1) 地域を支える情報拠点としての図書館

- ・ 市町村立図書館への連携・支援
- ・ 図書館資料の充実
- ・ 読書活動の推進
- ・ 関係機関と連携したより効果的な情報発信
- ・ ホームページの内容充実と積極的な情報発信

(2) 生活や仕事に役立つ図書館

- ・ 県民の生涯学習の支援
- ・ ビジネス活動や就労活動の支援につながる取組み
- ・ 障がい者、高齢者向けのサービスの利用促進
- ・ 親しみやすい図書館

(3) 子どもを育む図書館

- ・ 子ども図書室の充実
- ・ 肥後っ子いきいき読書プランに沿った事業の展開
- ・ 市町村、学校、ボランティア等への支援

(4) 熊本の文化を支える図書館

- ・ 郷土熊本に関わる資料の収集と活用
- ・ 古文書、貴重資料の適正な保存と活用

3 資料収集方針

- (1) 資料収集にあたっては、国民の知る自由を保障するために制定された「図書館の自由に関する宣言」（日本図書館協会1979年改訂）を尊重し、中立、公平、主体的に行う。

「図書館の自由に関する宣言」の抜粋

- 1 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- 2 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
- 3 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
- 4 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。
- 5 寄贈資料の受け入れに当たっても同様である。

図書館の収集した資料がどのような思想や主張を持っていようとも、それを図書館及び図書館員が支持することを意味するものではない。

- (2) 県民の幅広い知的要求に応えるため、子どもから大人までを対象として、入門書から専門書まで各分野にわたり幅広く収集する。
ただし、高度な専門書、学術書は、大学図書館等の収集に委ねる。
- (3) 図書、逐次刊行物、視聴覚資料、電子資料などの形態や媒体を問わず収集する。
その際には、蔵書構成や類書の有無、利用度、資料購入予算などを考慮し、資料内容、資料価値、著者、出版社、価格などを総合的に判断して収集する。
- (4) 市町村立図書館等が住民の貸出ニーズが高い資料を主に収集していることから、県立図書館は、市町村立図書館等が提供できない資料や情報を重点的に収集する。

附 則

- 1 この資料収集方針は平成24年4月1日から施行する。
- 2 この資料収集方針の施行に伴い、従前の資料収集方針は廃止する。